

『小児かかりつけ診療料』に関するご案内

6歳未満のお子様の保護者様の各位

6才未満の乳幼児の方を対象とした、「小児かかりつけ医制度」が制定されました。この制度は医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす目的で設立されました。

この年齢では病気以外の相談事（予防接種の相談、アレルギーの相談、発達や発育の相談、家庭内での予期せぬ事故の相談（異物の誤嚥、やけどなど）も多く、身近な相談は小児科医に任せるとした、国の方針に基づく制度です。

6才以上のお子様も、制度上対象外ですが今まで通り当院をかかりつけ医として受診して頂けます。また、かかりつけの登録した6才未満の方でも、すべてをかかりつけ医で行う義務もありません。強制力ない緩やかな制度です。かかりつけ医登録後も、都合により複数の医療機関受診も可能です。

当院を継続的に受診され同意された患者さんに対して、小児科の「かかりつけ医」として、以下のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに常時対応しています。



希望する方はお申し付けください。

令和2年3月17日 ふじわら小児科 藤原芳人・祐